

令和6年3月29日  
掛川市訓令乙第2号

掛川市指名競争入札者選定等委員会規程の一部を改正する訓令乙

掛川市指名競争入札者選定等委員会規程（平成17年掛川市訓令乙第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 総務部行政課長

第3条第3項第8号を次のように改める。

(8) 総務部資産経営課長

第3条第3項中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号から第16号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令乙は、令和6年4月1日から施行する。